

成蹊大学図書館「ミステリSFコレクション」について

成蹊大学図書館

1. ミステリSFコレクションの概要

成蹊大学図書館において主に個人蔵書家からの寄贈に基づき収集している、ミステリとSFを中心としたコレクションである。今日の文化状況に鑑み、いわゆる貴重書に限定せず、ベストセラー書籍、文庫本や同一作品の異装本なども収集し、コレクション全体として、ミステリ・SFを通じた近現代文化研究のための記録保存庫とすることを目指している。

2. コレクション保存方針

コレクションそのものを研究上価値のあるものとするために、発行時の資料の状態を重視し、寄贈された状態をそのまま保存することとする。通常は廃棄する箱、カバー、広告用の帯などを本体とともに専用の透明袋に入れて整理し、また資料には一切ラベル等を貼付せず、専用の透明袋にバーコードラベル、請求記号ラベルを貼付する。

3. 利用上の制限

上記1.の趣旨により、本コレクションの利用については関連分野の研究者を中心とした研究目的に限定し、一般利用者の軽読書向けの貸出等を行わない。

上記2.の保存方針の通り、本体以外の付属物もそのままの状態での保存することとなっているため、別紙「ミステリSFコレクション運用規定」の通り通常の図書館資料とは異なる運用規定で資料を提供することとする。

以上

ミステリ SF コレクション運用規定

| | |
|------|----------------------|
| 制定 | 2010年7月27日 図書館委員会 |
| 改正 | 2016年4月28日 |
| 改正 | 2020年11月20日 |
| 最新改正 | 2021年9月24日 |

ミステリ SF コレクションは、大学2号館書庫内に置き、原則として研究目的の利用についてのみ資料の提供を行う。

1 利用条件

公共図書館、大学図書館その他の機関に所蔵がないなど入手が困難な場合に限る。

2 資料の提供

資料提供は、本体のみとする。ただし、利用者から特に申し出があった場合に限り、指定の閲覧場所で箱・カバーその他の付属物の閲覧を許可することができる。

3 利用対象者と利用範囲

(1) 閲覧

対象者は、当館利用資格を有する者とする。

希望者は所定の書類へ記入の上、図書館の定める受付時間内に提出しなければならない。

なお、閲覧場所は図書館で指定する。

(2) 貸出

対象者は、本学の専任教員、名誉教授（図書館利用資格のある者）、理事・監事・評議員、大学院生、卒論執筆中の学部生およびその他図書館長が特別に許可した者に限る。

ただし、禁帯出（破損・劣化）資料は貸出不可とする。

貸出希望者は所定の書類へ記入の上、図書館の定める受付時間内に提出しなければならない。

なお、貸出期間は他コレクション資料に準じる。

(3) 複写

対象者は、当館利用資格を有する者とする。

なお、禁帯出（破損・劣化）資料は、図書館員が代行複写を行う。

4 その他

図書館相互貸借（ILL）の対象外とする。

5 規定の改廃

この規定の改廃は、図書館長の承認を経なければならない。

附 則

この規定は、2022年4月1日から施行する。